

## 2. 水道メーターの交換について

問合先 登米市水道事業所 水道管理課業務係  
電 話 0220-52-3311

- (1) お客さまの使用水量を計るために設置している「水道メーター」は計量法により交換時期が定められています。登米市水道事業所では、この法律に従って順次メーターの交換を行っています。
- (2) メーター交換費用は水道事業所が負担し、お客さまに請求することはありません。
- (3) メーターの交換は登米市水道事業所が委託した[登米市水道お客様センター](#)（フジ地中情報(株)・テクノマインド(株)共同企業体）が行いますので、交換にお伺いした際にはご協力をお願いいたします。
- (4) 登米市水道お客様センターの従事者は身分証明書を携行し、作業後お知らせ票をお渡ししています。

